

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会個人情報保護 条例の一部を改正する条例</p>	<p>行政手続における特定の 個人を識別するための番号 の利用等に関する法律の一 部改正、刑法の一部改正に 対応するため、所要の改正 をしようとするものである 。</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴う所要の改正 引用条文の条項ずれの修正を行う。 (第2条、第12条関係)</p> <p>2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴う所要の改正 「懲役」を「拘禁刑」に改める。 (第58条、第59条、第60条関係)</p> <p>3 その他所要の改正 条文の文言の修正を行う。 (第16条、第17条、第18条、第19条、 第44条、第54条関係)</p> <p>4 施行期日等 (1) 令和7年4月1日から施行する。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行する。 ア 3 公布の日 イ 2 令和7年6月1日 (2) その他所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>